

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高松市多肥土地改良区から役員
の住所の変更について次のとおり届出があった。

平成21年4月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更前 後の別	役員 の 種 類	氏 名	住 所
変更前	理 事	藤澤 武	高松市多肥下町349番地1
変更後	理 事	藤澤 武	高松市多肥下町1581番地1
変更前	理 事	有馬 雅範	高松市多肥下町824番地2
変更後	理 事	有馬 雅範	高松市多肥下町1530番地3